



2024年6月12日

各 位

会社名 株式会社 小野 測 器
代表者名 代表取締役社長 大越 祐史
(コード番号 6858 東証スタンダード)
問合せ先 取締役常務執行役員 濱田 仁
(TEL. 045-514-2601)

従業員持株会に対する第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値向上に対する当社従業員(以下「従業員」といいます。)のモチベーション向上を企図したインセンティブ・プラン(以下「本スキーム」といいます。)の実施を決定し、以下のとおり、第三者割当により自己株式処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年9月27日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 94,101株(注)
(3) 処分価額	1株につき 712円
(4) 処分総額	66,999,912円(注)
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 処分予定先	小野測器社員持株会(以下「本持株会」といいます。)
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書の提出を行っております。

(注) 本持株会は、2024年6月12日開催の持株会理事会の決議を経て、十分な周知期間を設けて従業員に対して本持株会への入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を募ります。このため、上記「処分する株式の総数」及び「処分総額」は最大値であり、入会プロモーション終了後、本スキームに同意する本持株会の会員資格のある従業員の数に応じて確定する見込みです。

2. 処分の目的及び理由

当社は、お客さま、株主・投資家の皆様、取引先、従業員、地域社会等の多様なステークホルダーからの負託に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現することを目指しております。

その様な中、人的資本経営の取り組みの一環として、従業員の経営参画意識を高めるとともに従業員エンゲージメントの向上を図ること、また創立70周年の機に、従業員の資産形成を支援することを企図し、当社普通株式を、本持株会に対して処分することで、本持株会の会員(以下「会員」といいます。)に付与することを決定いたしました。

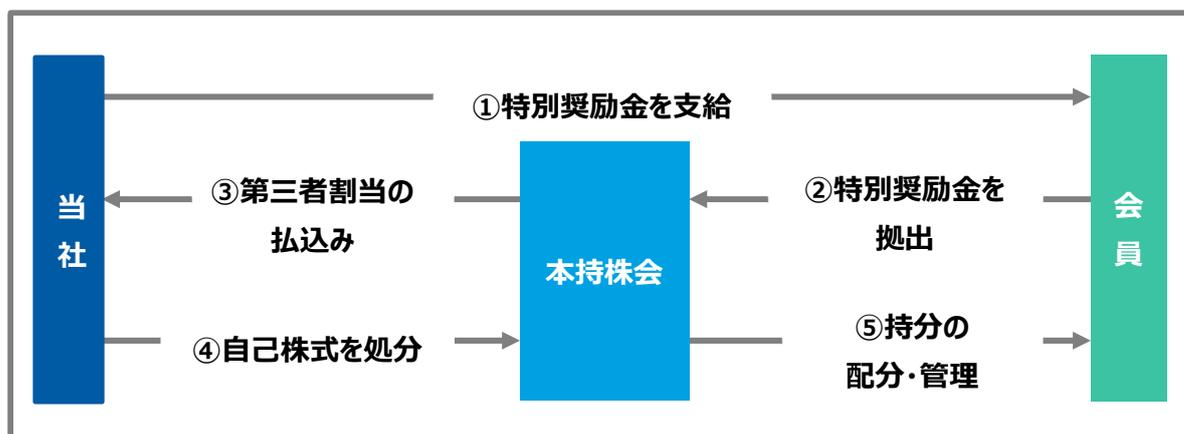
本スキームを契機として、持株会未加入の従業員に加入を促すことで、より多くの従業員が株主の皆様と中長期的な株主価値を共有し、会社と従業員が一体となり、業績目標の達成および企業価値の向上の取組みに参画することに繋がるものと考えております。

本スキームは、当社が会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分するもので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、「1. 処分の概要」の（注）に記載のとおり、後日確定いたしますが、最大 94,101 株を本持株会へ処分する予定です。会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではありません。また、付与された特別奨励金の拠出以外に会員による金銭の拠出はありません。

なお、希薄化の規模（いずれも小数点以下第 3 位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

発行済株式数（2024 年 5 月 31 日時点）	12,200,000 株	0.77%
総議決権個数（2023 年 12 月 31 日時点）	105,474 個	0.89%

<本スキームの仕組み>



- ① 当社は会員に特別奨励金を支給します。
- ② 会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
- ③ 本持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当の払込みを行います。
- ④ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
- ⑤ 自己株式の処分により本持株会に割当てられた当社普通株式は、本持株会が持株会実務を委託している三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を通じて、本持株会の会員持分として配分・管理されます。

※ 会員は、自身の持分相当の当社普通株式については個人名義の証券口座に任意に引き出すことができます。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本スキームの実施を目的としております。処分価額につきましては、2024 年 6 月 11 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 712 円としております。これは取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、2024年6月11日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である712円の、東京証券取引所における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入しております。）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1か月（2024年5月13日～2024年6月11日）	681円	4.55%
3か月（2024年3月12日～2024年6月11日）	670円	6.27%
6か月（2023年12月12日～2024年6月11日）	581円	22.55%

本日開催の取締役会に出席した監査役3名全員（うち社外監査役3名）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの実施を目的としていること及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上